

平成 29 年度 都市基盤整備事業推進大会を開催しました ～都市基盤施設のストック効果を最大限発揮するための十分な予算確保を！～

本日、横浜市長が会長を務める全国街路事業促進協議会及び都市再開発促進協議会は、全国連続立体交差事業促進協議会及び全国土地地区画整理事業推進協議会と合同で、「平成 29 年度 都市基盤整備事業推進大会」を開催し、都市基盤施設の整備促進に関する決議を行いましたので、お知らせします。また、大会での決議に基づき、関係省庁及び国会議員への要望行動を行いました。

1 日 時

平成 29 年 11 月 21 日 (火)
午後 2 時から午後 3 時 30 分まで

2 場 所

砂防会館別館 1 階「シェーンバッハ・サボー」
東京都千代田区平河町 2-7-4

3 主 催

全国街路事業促進協議会	(会長：横浜市長 林 文子)
全国連続立体交差事業促進協議会	(会長：長崎県知事 中村 法道)
全国土地地区画整理事業推進協議会	(会長：広島市長 松井 一實)
都市再開発促進協議会	(会長：横浜市長 林 文子)

4 次 第

- (1) 開 会
- (2) 主催者代表挨拶 全国街路事業促進協議会・都市再開発促進協議会
会長 横浜市長 林 文子
- (3) 来賓挨拶 国土交通省 国土交通事務次官 毛利 信二 様
参議院国土交通委員長 野田 国義 様
- (4) 来賓紹介 国会議員
- (5) 特別講演 株式会社 昭文社 出版事業本部 出版推進事業部
出版推進グループ ことりっぶ担当 大川 朝子 様
- (6) 意見発表 土地地区画整理代表 長崎県時津町長 吉田 義徳
都市再開発代表 茨城県水戸市長 高橋 靖
連続立体交差代表 京都府向日市長 安田 守
街路代表 青森県青森市長 小野寺 晃彦
- (7) 大会決議
- (8) 閉 会

5 参加者数

約 1,000 人

6 要望行動

要望先：国土交通省、財務省、総務省、国会議員

お問合せ先

全国街路事業促進協議会 事務局長
横浜市道路局計画調整部事業推進課長 清水 裕之 Tel 045-671-2937

平成 29 年度 都市基盤整備推進大会の様子

主催者代表挨拶



※ 写真データをご希望される方は、表面のお問い合わせ先までご連絡ください。

都市基盤施設の整備促進に関する決議

都市基盤施設は、都市における円滑な交通を確保し、豊かで良好な市街地の形成を図るとともに、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を支える、最も重要な施設である。

人口減少や高齢化が進むなか、魅力あふれる地方を創出し、経済の好循環の波を全国に広げていくためには、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を図る都市基盤施設の更なる整備を促進し、長期にわたりストック効果を発揮していくことが不可欠である。

また、相次ぐ台風・大雨災害により甚大な被害が発生していることに加え、切迫する巨大地震等に対応するため、都市基盤施設の整備により強靱な国土を築く必要がある。

人口減少や高齢化が急速に進行している中で、潜在的な成長力をより一層引き出すためには、社会全体の生産性を高め、個性あふれる地方の創生により経済の好循環を全国に広げていくことが重要である。都市基盤整備においても、真に必要な事業を推進するため、既存のインフラストックを有効活用するとともに、事業費の縮減に努めているが、平成二十九年当初予算は、必要な額が確保されず、事業の進捗に支障を来すばかりでなく、民間投資にも悪影響を与えている。

今後の都市基盤施設の整備にあたっては、街路事業、連続立体交差事業や市街地整備事業の推進がより一層強力に図られるよう、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

一、平成三十年度予算における都市基盤整備費については、都市再生や地域経済の活性化を核として、将来にわたり生産性向上などのストック効果が発揮できるよう、必要な額を確保すること。

一、交通渋滞解消による生産性向上や環境改善を図るとともに、災害時の広域的な救援・支援活動等を支えるため、幹線道路ネットワークの整備をはじめとする街路事業や連続立体交差事業を積極的に推進すること。

一、コンパクトなまちづくり、災害に強いまちづくり、国際拠点の形成及び良好な生活環境を実現するため、高い整備効果が期待される土地区画整理事業及び市街地再開発事業をより一層促進すること。

一、特に、組合施行等による市街地整備事業については、事業の進捗に支障を来すことのないように必要な額を確実に確保すること。

一、連続立体交差事業の計画的かつ円滑な実施に向けた安定的な予算枠を確保するとともに、より良い予算制度を検討し、併せて整備する関連街路等に必要となる予算枠を確保すること。

右決議する。

平成二十九年十一月二十一日

特別決議

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、道路財特法）の補助率等の嵩上げ措置は、豊かで活力ある市街地の形成に取り組む都市にとって、必要不可欠な制度である。

しかしながら、この特例措置は平成二十九年度までの時限措置となっており、補助率等が低減されることになれば、地方創生とともに社会全体の生産性向上に資する都市基盤施設の整備推進に、大きな影響を与える重大な問題となる。

国民の社会経済活動を支える根幹である都市基盤施設が、今後も継続的かつ安定的に整備が図られるよう、次に掲げる事項を強く要望する。

- 一、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、地域の財政状況に十分配慮したうえで、踏切・通学路の安全対策など都市基盤施設の整備を通じて、魅力あふれる地方創生や強靱な国土形成を実現するため平成三十年度以降も継続すること

右決議する。

平成二十九年十一月二十一日

都市基盤整備事業推進大会

特別決議

本格的な人口減少・高齢化に伴い、既成市街地から居住や都市機能が撤退し、有効に利用されないまま空き地、空き家等が増加する都市のスポンジ化が進行している。

もとより都市基盤施設は、国民の社会経済活動を支える最も身近で重要な社会資本であり、都市が成熟の時代を迎える中にあっても、社会全体の生産性の向上等を通じて経済の好循環を生み出す推進力としての役割を担っている。

しかしながら、スポンジ化により無秩序な低密度化が進み、居住環境の悪化、地域活力の減退が進行すると、都市基盤施設が持つこのような機能は十分に発揮されることなく、コンパクトで災害に強いまちづくり、活力にあふれ、快適で安全・安心な暮らしの実現が困難となる。

このため、社会経済情勢の変化に的確に対応し、都市のスポンジ化という未曾有の課題に早急・確実に対処するための都市政策の展開を強く要望する。

一、低未利用地の利活用の促進など、地域において都市のスポンジ化対策が適切に講じられるよう、必要な制度の導入及び予算の確保を図ること。

右決議する。

平成二十九年十一月二十一日